

放課後児童補助員配置について（令和6年度）

放課後児童補助員（以下「補助員」）は、放課後児童支援員（以下「支援員」）の休暇取得や研修参加時、行事及び障害児の受け入れにあたり、支援員の代替や加配として勤務していただいています。配置・勤務依頼方法については、下記のとおりです。

【配置・勤務依頼方法について】

- ① 市内を5ブロックに分けます。
- ② 補助員は1つのブロックに登録します。
- ③ 補助員は、ブロック内で依頼順番に従って各ホームから勤務の依頼を受けます。
- ④ 補助員が出産・育児等で長期休暇（業）を取得する場合や障害児加配が生じた場合、子どもたちが安心して生活できるよう、原則支援員1名に対し2名の補助員のローテーションにより勤務していただきます。（障害児にかかる支援員加配の場合は1人勤務となる場合もあります。）
- ⑤ 緊急時などブロック内で補助員に勤務依頼ができない事態が生じた場合は、ブロック外でも勤務を依頼することがあります。
- ⑥ 登録するブロックは、願書の登録希望ブロックを参考に調整します。ご希望に副えない場合もありますが、ご了承ください。
- ⑦ 障害児にかかる支援員加配においては、対象児童が利用中止した場合や年度途中の再審査により加配が解除された場合は、ブロック内（一部調整あり）に組み戻します。

ブロック	チビッコホーム
A	城北、新条、春木、大宮、大芝
B	朝陽、城内、中央、浜
C	八木南、八木北、常盤、八木、東光
D	旭、天神山、太田、修斉
E	山直北、城東、山直南、光明、山滝

【参考】

依頼順番

登録番号

依頼順番		1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
A	城北	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	新条	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2
	大宮	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4
	春木	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6
	大芝	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8

- ※ 1ブロックに10名登録した場合、各ホーム10名の補助員に順番に勤務依頼します。
- ※ 支援員の代替勤務は、各支援員より直接勤務依頼します。
- ※ ブロック内で勤務を受けていただく補助員が見つからない場合、子育て支援課より緊急メールを用いて、勤務していただける方を探すこととなりますので、勤務可能な方は子育て支援課へ折り返しご連絡ください。
- ※ 障害児にかかる支援員加配、支援員の長期休業に伴う補助員の勤務依頼（この依頼順番の登録番号からは外れます。）は子育て支援課より行います。

【勤務形態の種類】

勤務形態については、つぎの4種類になります。

種類	内容・条件
障害加配	障害児支援にあたることにより、手薄になるホーム運営に補助支援員として、対象児童が利用する時間に勤務します。 1名または2名のローテーション勤務で、配置中は他のホームへの勤務は行いません。
長期休業支援員代替勤務	産休・育休等により支援員が長期休業する際、その支援員の代替勤務として2名のローテーション勤務で、配置中は他のホームへの勤務は行いません。
夏期チビッコホーム	待機児童対策として、夏休みに特別教室で臨時開設するチビッコホームで、開設中は支援員1名と複数の補助員（休憩時間の交代要員を含む。）のローテーションで、配置中は他のホームへの勤務は行いません。 ※令和5年度は、大宮・旭・東光・城東の4校区で夏期チビッコホームを実施しました。令和6年度も、大宮・旭・東光・城東の4校区で開設しますが、その他校区の実施予定については現在未定です。 ※勤務体制については、変更になる場合があります。
通常勤務	支援員の休暇取得、懇談加配、行事加配時に代替勤務します。障害加配、長期休業支援員代替勤務、夏期チビッコホーム配置中は通常勤務はできません（通常勤務者が確保できない緊急時の場合は除く。）